

各 都道府県民生主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

高等学校卒業保育従事者による保育士試験の見込み受験の手続について

令和 6 年 12 月 24 日に開催された国家戦略特別区域諮問会議において、高等学校卒業保育従事者による保育士試験受験時期の早期化について、一般制度化のために必要な措置を講ずることとされたことを踏まえ、今般、「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号）（別紙 2）「保育士試験受験資格認定基準」（以下「認定基準」という。）を改正し、都道府県知事が児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条の 9 第 4 号の認定を行うことにより、高等学校卒業相当の者が児童福祉施設等において、認定基準に定める従事期間、児童等の保護又は援護に従事することが見込まれる場合についても保育士試験の受験資格を得ることができるよう、令和 8 年度の保育士試験から適用することとしました。

ついては、認定基準の 1 及び 2 の見込まれる者による保育士試験の受験に係る手続きについて、以下のとおり取り扱うこととしますので、本事業の適正かつ円滑な実施についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、「高等学校卒業保育従事者による保育士試験の見込み受験の手続について」（令和 7 年 3 月 7 日付けこども家庭庁成育局成育基盤企画課事務連絡）は廃止とします。

記

1 見込み受験の要件

- (1) 認定基準の 1 及び 2 の見込まれる者（以下「見込者」という。）が保育士試験を受験しようとする都道府県が、児童福祉法施行規則第 6 条の 9 第 4 号の認定を行う都道府県であること。

なお、都道府県が当該認定を行うに当たっては、以下のとおり、受験資格認定証等の交付事務や従事期間の確認、要件を満たす見込みがあることの判断を行っていただくこととなるが、地域の見込者のニーズ等を踏まえて当該認定を行うかについてはご判断いただきたい。

- (2) 保育士試験の試験実施月から、1 年以内に従事期間（2 年以上かつ 2,880 時間以上）を満たす見込みがあること。

なお、試験実施月とは筆記試験の 1 日目の実施月とすること（以下同じ）。

- 前期試験（試験実施月： 4 月） 翌年 3 月末まで
○後期試験（試験実施月： 10 月） 翌年 9 月末まで

- (3) 受験申請時点で、申請受付開始日の前月までの従事期間を勘案し、試験実施月から1年以内に従事期間を満たす見込みであること。

＜例：筆記試験実施月が4月で、申請受付開始日が1月中である場合＞

- ・9か月以上の従事期間であること。

(2年(24か月)－15か月(受験申請(1月)の月から翌年3月まで))

- ・概ね1,080時間程度の従事期間があり、かつ、試験実施月から1年以内に2,880時間以上の従事期間を満たす見込みがあること。

(2,880時間－1,800時間(2,880時間×15か月÷24か月))

※従事期間の時間数については、受験申請時には短時間の勤務である場合でも、翌年度以降、フルタイムでの勤務に変更予定であるなどの事情を勘案し、試験実施月から1年以内に従事期間を満たすことが見込まれると都道府県が判断する場合は、申請時点で1,080時間に達していなくても見込み受験を認めることは可能。

2 見込み受験(1回目)の手続

(1) 受験申請時

- ・見込者が勤務先施設等における従事期間の証明書を取得し、受験資格認定申請書と合わせて、別途都道府県が定める日までに受験する都道府県に提出。
- ・受験する都道府県により、従事期間を満たす見込みであることを確認(9か月以上かつ概ね1,080時間以上の従事期間があること)し、見込受験資格認定証を交付。

なお、見込受験資格認定証が効力を有する期間については、当該認定証で受験する初回の試験を含み3回目を実施される試験までの間とする。ただし、交付した日以降に直近で実施する試験において受験申請しない場合は、その効力を失うものとする。そのため、見込受験資格認定証には、以下の事項を記載すること。

①見込受験資格認定証が効力を有する期間

※記載例：令和8年後期から令和9年後期試験の期間において効力を有する。

②見込受験資格認定証により受験申請すべき試験(交付した日以降に直近で実施する試験)

※記載例：令和8年後期試験において受験申請が必要。

③従事期間を満たさなければならない期限(試験実施月から1年以内の年月)

※記載例：令和9年9月まで。

- ・見込者が見込受験資格認定証の写しを受験申請書とともに試験事務センターに提出。

(2) 従事期間を満たした時点

- ・見込者が試験実施月から1年以内に勤務先施設等における従事期間を満たしたことの証明書を勤務先施設等から取得し、見込受験資格認定証を交付した都道府県に提出(従事期間を満たしてから1か月以内)。
- ・見込受験資格認定証を交付した都道府県において、受験資格を満たすことを確認(試験実施月から1年以内に、2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たしたこと)し、受験資格認定証(※)を交付。

(※) 従事期間を満たしたことを証明する受験資格認定証については、2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たした年月を記載すること。

- ・見込者が受験資格認定証の写しを試験事務センターに提出。

3 見込み受験の試験実施月から1年経過した以降、次の試験を受験する場合の手続

見込み受験の試験実施月から1年経過した以降、次の試験の受験申請を行った時点で2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たしていない場合は、2の見込み受験の際と同じ手続きが必要となる。

4 従事期間を満たせなかった場合

(1) 退職や休職等の事情により、試験実施までに1年以上の従事期間又は試験実施月から1年以内に2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たす見込みがなくなった場合、見込者は速やかにその旨を、見込受験資格認定証を交付した都道府県に報告すること。報告を受けた都道府県は、当該見込者の氏名、生年月日及び受験票等に記載された管理IDを控え、本件を試験事務センターに報告すること。

(2) 2の試験実施月から1年以内（前期試験（4月）受験の場合は翌年3月末まで）に、2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たせなかった場合、2で受験した科目の仮の合格（以下「仮合格」という。）は無効となる。

ただし、当該見込者が、2の試験の結果が無効となったことが判明する以前に2回目以降の試験を受験していた場合において、2の試験結果が無効となったことをもって、2回目以降で受験した科目の仮合格を無効とはしない。

2回目以降の試験で受験した科目の仮合格は、当該試験の実施月から1年以内に2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たせなかった場合、それぞれ無効となる。

5 見込者が都道府県に提出する書類

見込者は以下の書類を都道府県に提出すること。

(1) 受験申請時

- ・受験資格認定申請書
- ・高等学校の卒業証明書
- ・勤務証明書（証明日から概ね3か月以内のもの）

※証明書類と氏名が異なる場合は戸籍抄本等

(2) 従事期間を満たした時点

- ・勤務先施設等における従事期間を満たしたことの証明書

6 その他

見込み受験をした者が、2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たせないまま、他の都道府県が実施する試験に受験申請する場合

(1) 改めて受験申請を行う都道府県に対して、2の見込み受験の際と同じ手続きが必要となる。

(2) 勤務先施設等における従事期間を満たしたことの証明書は、従事期間を満たしてから1か月以内に、6（1）の見込受験資格認定証を交付した都道府県に提出すること。

（本件についての問合せ先）

こども家庭庁成育局成育基盤企画課保育士対策係

電話：03-6861-0058

メールアドレス：seiikukiban.hoikushitaisaku@cfa.go.jp